

平成30年度第10回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成31年1月28(月)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター1階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時14分	
出席農業委員	1番	美田 雅彦		
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
			12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
			4番	赤木 照章
			6番	三原 正義
		11番	江草 栄治	12番
			14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	2番	小川 玲子	11番	大埜 益旨
議事録署名委員	1番	美田 雅彦	3番	向 靖弘
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明申請について
報告第1号	認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置について
6. その他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	ただいまから平成30年度第10回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は2番小川委員、11番大埜委員の2名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番美田委員、3番向両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。3-22、3-23の案件について山内推進委員をお願いします。
	12番	小畠地区担当の山内です。受付番号3-22について報告します。場所は役場本庁より北へ約4キロの阿下地区になります。1月22日に若林委員と私と申請者の丹下さん3人で現地調査を行いました。申請農地の譲り渡し人は遠方におられまして耕作することが困難であり既存の農地の近所の所有者である譲受人が耕作することが利便であるため譲り受けるもので何ら問題ないと思われまして審議の程お願いします。 続きまして3-23について報告します。場所は役場本庁より西へ500mのところにあります。1月22日に若林委員と申請者の赤澤さんと3人で現地調査を行いました。申請農地の譲り渡し人は高齢であり申請地を維持管理することが困難になってきており譲受人に譲渡するものであります。譲受人は申請地を買い受け農地、水田、畑として写真で言いますと住宅の裏の三角地が畑となっております。前が田んぼであります。耕作管理する計画であります。所有権移転されましても何ら問題ないと思われまして。審議の程2点よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-24、3-25について江草推進委員報告をお願いします。
	11番	時安、坂瀬川地区担当の江草です。3-24 渡邊明人さんの件で1月21日に向委員と申請者の渡邊明人さん立会いのもと現地確認に行ってきました。場所は時安文化センターから西へ300m程のところできき取りも問題ないと判断しましたのでご審議をよろしくお願いします。 続いて3-25の案件で1月21日に向委員と渡邊英治さん立会いのもと現地の確認にいったまいました。時安文化センターから西へ200mから300mのところにあります。こちら聞き取り調査等問題ないと思われま

		すのでご審議のほどよろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-26の案件について小寺推進委員報告をお願いします。
	14番	高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号3-26について報告します。位置ですが場所は木津和で県道新市七曲り線と町道光信古道線の交点のため池があるところですがそこより東へ300m程のところになります。調査日時は1月21日に佐伯会長と調査を致しました。調査内容ですが申請農地は昨年10月の総会で3条申請があった水田に隣接する農地でございます。譲り渡し人と譲受人両方とも同じ方の申請でございまして所有権移転されても何ら問題ないと思われます。
	議 長	ありがとうございました。3条申請について報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	10番	10番立原です。確認なんですけど3-22の丹下さんの件で今回の土地の両サイドは今度譲り受けされる所有者ですか？
	12番	そうです。航空写真で見るとすでにビニールハウスが建ってあります。両サイド共丹下さんの土地になっておりましてかなり前から作付けされて管理されております。
	議 長	他にございせんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員によります現地調査を行っております。5-27について向農業委員報告をお願いします。
	3番	3番向です。今年もよろしく申し上げます。川上推進委員の担当でございますが本日欠席でございますので調査内容の報告をします。1月21日に申請者の江草さん、川上委員、私とで現地調査を致しました。場所は182号線の道の駅から福山方面へ500m行ったところを左に300m入ったところに県道坂瀬川芳井線がありますがその道路沿いにあります。現況写真は8ページ、航空写真は13ページになります。現況はお父さんの田んぼを借りて牧草を栽培しながら牛を放牧するといういわゆる水田放牧をして活用されています。今回は正式に親子間で移譲契約をするということでさらにその土地を利用して規模拡大のために牛舎と資材置き場を作りたいという申請であります。周りに民家もありませんし他の人の農地もありませんし全く問題ないと思われます。
	議 長	ありがとうございました。続いて5-28の案件について小寺推進委員報告

		をお願いします。
	14番	高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号 5-28 について報告します。位置は高蓋で高蓋郵便局より南東へ約 1 キロの場所になります。近くに馬屋原製材所がありますがその辺りです。調査日時ですが 1 月 21 日に佐伯会長と調査しました。調査内容ですが譲り渡し人は農業をされておらず今後も耕作をする予定がないためそのまま荒らすのは周辺への迷惑がかかるので譲り受け人が借り受けて太陽光発電パネルを設置するものです。農業振興地域からの除外手続き済みです。農業区分ですがその他 2 種農地です。周辺農地の民家にも影響がないものと思われます。再生可能エネルギー発電施設認定済みですし許可書等許可の案件を満たしていると考えます。以上です。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	10番	10番立原です。5-28 についてですが 430 番地が対象の農地だと思うのですが上と下の田んぼは耕作されていますか？
	議長	されてないです。
	10番	もう 1 点、江草栄治さんの職業が酪農となっていますが畜産ではないでしょうか？
	事務局長	畜産農家で訂正をお願いします。
		他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第 3 号	議長	続きまして議案第 3 号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進員による現地調査を行っています。小寺推進委員から報告をお願いします。
	14番	小寺です。受付番号 0-18 について報告します。位置ですが場所は高蓋郵便局より南東へ約 2 キロほどいったところにあります。調査日時ですが 1 月 21 日に佐伯会長と調査しました。調査内容はこの申請地は農業振興地域外で第 2 種農地でございます。農地でなくなった理由は周囲が山林で耕作条件が悪く平成の 23 年頃より不耕作が始まったようです。それ以前は牧草地だったそうです。現況では写真のように背丈以上のかやや木がありまして非農地状態だと思います。非農地証明ができたあとのようにされるのか出されていないのでそのままにされるのかまた隣地に太陽光パネルがあるのでそのように使われるのか今後の内容は不明です。以上報告を終わります。

		ありがとうございました。説明がおわりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	4番	畑の5177番地の状況を写真で見ると非農地とは判断しがたいと思うのですが実際はどうなんですか？今の説明でありましたように原野にしてしまうと太陽光発電であるというのであればそのような理由で調査すべきだと思います。
	事務局長	現況写真が分かりにくいので説明をさせていただきます。10ページの方の上の段は赤い線より上が5177番地になります。11ページの方の5460番地は線が真ん中にあると思うのですがその上の段で黒い点で印刷が見えてないんですがここが5460番になります。手前は航空写真で見て頂ければ分かると思いますが白い太陽光を載せていると思いますがそこになります。一応、非農地後は太陽光の設置ということは少しお聞きしております。この航空写真に映っている太陽光の会社とは違うと思いますが今建っているのは大阪の会社がされています。今回どこの会社がされるのか分からないのですが太陽光ということはお聞きしています。
	議長	今、太陽光がある上の土地も含めて牧草地として活用されていました。平田さんが今から6～7年前にいちごの栽培をするということで買われたんですがその後いろいろ事情があってできなかったということで上の方へメガソーラーができておりますが一部売却をしてあとそのままの状態に放置をされていました。という事で今後の利用状況等については本人さんが松永の方でなかなか連絡が取りにくいということで細かな話はできていませんが相当雑木が茂っていて大変条件的には厳しい農地であろうかと思えます。このエリアにここには映っていませんが下の方へまだ50kW程度の太陽光の設置もされております。他にございませんか？
	10番	10番立原です。平田さんというのは町内で畑を持って農業されているようなんですけど町内ではないのですか？フェイスブックを見ているのですが町内で畑をされているように見えます。
	議長	してないと思います。
	10番	町外？
	議長	松永の人なので。
	10番	そちらでされているのですか？
	議長	向こうではやってるかもしれませんが。町内では初めてここを買われていちごをされるということでここを買われたんだと思います。
	10番	はい、分かりました。
	議長	昔、福井牧場というのがありまして福井さんが所有をされておった牧草地でここは補助金をもらわないで個人でされていたようで1種農地としてカウントはされてなかったという事です。
	議長	他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせていただきます。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可

		<p>することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
報告第1号	議長	<p>続きまして報告第1号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。</p>
		（事務局説明）
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。有木の案件につきまして三原推進委員からの報告をお願いします。</p>
	6番	<p>有木地区担当の三原です。受付番号7-11について報告します。場所は豊松支所から北へ6キロいった油屋地区でございます。1月22日に小坂農業委員同行のもと現地確認調査しました。事業者はKDDI株式会社で携帯電話基地局建設のためコンクリート柱を設置するものです。設置予定地は現在作付けされておらず周辺の農地にも影響がないと思われます。以上で報告を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして小野地区の案件について赤木推進委員報告をお願いします。</p>
	4番	<p>小野、源流の里しんさか地区担当の赤木です。受付番号7-12について報告します。場所は小野のふるさと農林道高野線の交点より手前神石高原町寄りでございますが1月22日に正木農業委員と調査しました。設置場所につきまして現地は何も作付けされていませんし将来的にその場所は作付けされる予定もありませんので周辺の影響もないものとして報告を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p>
	13番	<p>13番伊勢村です。去年、KDDIが相渡の野方地区に設置するというのはどうなっているのかなあっと思いまして質問させていただきます。まだ設置されていないと思うのですがあれはしないという話が出たんですかね。スコラへ上がる途中です。</p>
	事務局長	<p>KDDIに確認してまた報告させていただきます。</p>
	議長	<p>他にございませんか？無いようでしたら質問を締め切らせていただきます。報告事項でございますので採決は取りません。</p>
	議長	<p>以上で本日ご提案します議案については終了しました。</p>
		<p>午後2時14分</p>

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成31年2月28日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>1番 美田委員</p> <hr/> <p>3番 向委員</p> <hr/>